

1、福祉・介護職員特定処遇改善加算についての情報公開

社会福祉法人芙蓉の家の福祉・介護職員の特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについて公表いたします。

当該加算を算定するにあたり、

- (1) 現行の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - (3) 福祉・介護職員の処遇改善に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- という3つの要件を満たしている必要があります。

上記の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通りです。ただし、賃金についてはキャリアパス要件・職場環境等要件の算定要件をもとに算出し分配しています。

2、職場環境要件の提示について

(1) 入職促進

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（障害、高齢）
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施（障害）

(2) 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等（障害、高齢）
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入（障害）

(3) 多様な働き方

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備（障害）
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備（障害、高齢）
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備（障害、高齢）
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実（障害、）

(4) 健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施（高齢）

(5) 業務改善

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備（高齢）

(6) 働きがい

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施（高齢）